

湯沢町への移住促進のための住宅取得補助金

ねらい	20～40代の子育て世代の移住を促進
年齢要件	湯沢町に転入する時点の夫婦の合計年齢が85歳以下で、県外に継続して5年以上居住していること。 夫婦の一方が県外、もう一方が湯沢町を除く県内にそれぞれ継続して5年以上居住している場合も同様とします。
対象住宅	転入する以前の6か月以内から転入後3か月以内に取得した、新築住宅または中古住宅 ※併用住宅の場合は住宅部分が1/2以上
補助額	家屋分の固定資産税相当額 上限150千円/年
補助対象期間	5年間
注意事項	転入後2年以内に転出した場合は補助金を全額返還することを誓約していただきます。
特例	地域おこし協力隊員が任期中及び任期後2年以内に住宅を取得した場合は、年齢、夫婦又は独身者にかかわらず対象とします。